

令和7年

第4回本巢市教育委員会会議録

(令和7年3月25日)

本 巢 市 教 育 委 員 会

第 4 回 本 巢 市 教 育 委 員 会 会 議 録

会議の場所 本巢市役所 本庁舎 2階 災害対策本部
会 議 令和7年3月25日 火 曜日 午後1時30分
出席者 教育委員 汲田 美枝子
教育委員 小澤 明年
教育委員 黒田 隆吉
教育委員 松浦 尚美

本委員会に職員として出席した者の職氏名

教育委員会事務局	高木 孝人	教育委員会事務局長 兼教育総務課長
	薄田 茂樹	参事兼学校教育課長
	野原 徹二	参事兼社会教育課長
	脇田 純一	幼児教育課長
	新井 恒雄	学校教育課主幹
	長沼 有希子	幼児教育課主幹
	小林 恵美	学校教育課総括課長補佐
	高橋 利昌	社会教育課総括課長補佐
	吉田 征司	学校教育課課長補佐
	翠 巖	学校給食センター所長
	廣瀬 義隆	社会教育課課長補佐

議 題

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 議第10号 | 令和7年度本巢市教育委員会事務局職員人事について |
| 議第11号 | 本巢市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則について |
| 議第12号 | 本巢市立学校における1年単位の変形労働時間制に関する実施要綱について |
| 議第13号 | 本巢市学校給食センター部会規程の一部を改正する訓令について |
| 議第14号 | 本巢市留守家庭教室事業実施要綱の一部を改正する告示について |

議第 1 5 号 本巣市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について

議第 1 6 号 本巣市教育振興基本計画の策定について

その他

(1) 次回教育委員会開催期日について

開会 午後 1 時 5 0 分

汲田職務代理者：開会を宣告した。

汲田職務代理者：各課からの報告を求めた。

薄田課長：資料に基づき説明した。

脇田課長：資料に基づき説明した。

野原課長：資料に基づき説明した。

汲田職務代理者：議第 1 0 号「令和 7 年度本巣市教育委員会事務局職員人事について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

高木事務局長：本巣市教育委員会事務局職員の人事異動について本巣市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条の規定により、承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

汲田職務代理者：質問はないか。

汲田職務代理者：質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

汲田職務代理者：異議がなかったため原案のとおり承認した。

汲田職務代理者：議第 1 1 号「本巣市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

新井主幹：教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を定めることを目的とし、新たに制定する旨を告げ資料に基づき説明した。

汲田職務代理者：質問はないか。

汲田職務代理者：質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

汲田職務代理者：異議がなかったため原案のとおり承認した。

汲田職務代理者：議第 1 2 号「本巣市立学校における 1 年単位の変形労働時間制に関する実施要綱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

新井主幹：岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例施行規則（昭和 46 年岐阜県人事委員会規則第 13 号。以下「規則」という。）第 4 条各項の規定に基づき、本巣市立学校に勤務する教育職員のサービスを監督する本巣市教育委員会が、本巣市立学校における 1 年単位の変形労働時間制の実施に関し必要な事項を定めることを目的とし、新たに制定する旨を告げ資料に基づき説明した。

汲田職務代理者：質問はないか。

汲田職務代理者：質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

汲田職務代理者：異議がなかったため原案のとおり承認した。

汲田職務代理者：議第 1 3 号「本巣市学校給食センター部会規程の一部を改正する訓令について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

翠所長：令和 6 年 6 月 1 9 日公布の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 6 年法律第 5 3 号）により、栄養士法（昭和 2 2 年法律第 2 4 5 号）が改正され、管理栄養士国家試験の受験資格について見直しが行われたことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことから、栄養士の資格を有さない管理栄養士を配置した場合についても当該要件を満たすことができるよう、所要の改正を行う旨を告げ資料に基づき説明した。

汲田職務代理者：質問はないか。

汲田職務代理者：質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

汲田職務代理者：異議がなかったため原案のとおり承認した。

汲田職務代理者：議第 1 4 号「本巣市留守家庭教室事業実施要綱の一部を改正する告示について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

脇田課長：同一世帯から 2 人以上の児童が留守家庭教室を利用している世

帯の利用料については2人目からの児童に係る利用料の2分の1が減免されるが、様々な理由により世帯が異なることが想定されるため。また、根尾留守家庭教室の位置等について所要の改正を行う旨を告げ資料に基づき説明した。

汲田職務代理者：質問はないか。

汲田職務代理者：質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

汲田職務代理者：異議がなかったため原案のとおり承認した。

汲田職務代理者：議第15号「本巣市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

新井主幹：公立学校教育職員の正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、学校教育活動に関する業務であることから、正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。このような状況を踏まえ、国は、給特法第7条第1項の規定に基づき、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「指針」という。）を定めた。このような国の流れを受け、本巣市においても、国の指針及び本巣市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則に基づき、本巣市立学校（以下「学校」という。）における教育職員の在校等時間の上限及び長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制等に関する方針を新たに定める旨を告げ資料に基づき説明した。

汲田職務代理者：質問はないか。

黒田委員：規則に基づいて方針が出される。この方針で、具体的にここがいいところ。学校にきちんと知らせるとか。全部知らせても理解できないのではないかな。

新井主幹：これを導入するに当たって心配されるのは、働くことができるからと、どんどん時間外の勤務時間が伸びてしまうことが心配される。まずは1ヶ月の勤務時間の上限が45時間ですと、これが大前提とした上で、勤務との振替とか変形労働時間制をしてくださいということだったり、4月に1時間勤務

時間を延ばします。それであればこの仕事できるのではと、管理職から仕事を振られることがあると、この趣旨と反するので、そういうことがないようにあくまで教師が働きやすい働き方改革一環ということは学校に強くお願いをする。教師に対しても、スライド勤務制もあり、今回の変形労働時間制もあるが、様々な働き方ができるようになるということを伝え、教師本人に合った働き方ができるように、教師に説明をして働き方改革を進めていきたいと考えている。

汲田職務代理者：質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

汲田職務代理者：異議がなかったため原案のとおり承認した。

汲田職務代理者：議第16号「本巢市教育振興基本計画の策定について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

野原課長：本巢市教育委員会教育長事務委任規則第2条の規定により、教育委員会の認定を求める旨を告げ、内容について説明をし、意見等がないか確認した。

汲田職務代理者：質問はないか。

黒田委員：時間がほしいが、承認は今日か。意見はいつでもいいか。

野原課長：はい。

黒田委員：小中学校の卒業式で市長がこどもの権利条例の話をされた。すばらしいことであるという意味で子どもたちに伝えた。校長先生の式辞の中でも「君たちの取り組みの中でこどもの権利条例というのは、自分たちの学校は自分たちで作る。という方針で君たちは頑張った」という話が随所にあった。それを具体的にどういう場面であるのか。今日の卒業式に臨席していて、司会が最後まで礼と言っている。これは礼という指示に従うのが大事なのか、それとも相手に合わせて、校長先生が礼したら児童生徒が礼をすることが暗黙の了解だと。これが自分たちの学校を作るという一つの具体的な事例ではないかと自分は思いながら聞いていた。こどもの権利条例の仏を作ったので、その魂をどのように入れていくか。こどもの権利条例を作ったことで、今日の卒業式がどのように行なわれるか楽しみにしていた。しかし、司会者の号令で礼をしていた。自分たちの学校は自分たちで作るという姿には見えなかった。こどもの権利条例と教育振興基本計画とどのように結びつくかはわからない。自分たちで課題を作って、課題解決をするための資料を作ったりするのが教育者の理想の姿だが、足元から考えていかなければいけないのではないのか。

汲田職務代理者：土貴野小学校の卒業式に出席した。知らない歌を6年生が歌っていた。子どもたちからこの歌を歌いたいと言った歌を歌

っていた。歌一つが自分たちが提案してこの歌を歌いたいと話し合いがされたことが素晴らしいことだなと話聞いていて思った。校長先生が話していただけて、子どもたちにできるかと聞いたら、子どもたちはできますと言ったと。校長先生は喜んでいた。

黒田委員 : 自分たち節目になる卒業式をこうしたいと子どもたちが描く。これはこどもの権利条例の精神を踏まえたものである。その具体として歌を歌いたい。先ほど私が話した礼の話とは違う。こどもの権利条例の自分たちの学校は自分たちで作るという一つの具体的な場面ではないかと話を聞いて思った。そういうことをこれからはやっていかなければいけない。今までやっていたことが当然というかたちでやっていくのはおかしいなと思う。

小澤委員 : 7ページの学校の検討の部分で、7ページの前段の所に根尾学園、外山も含めと書いてあるが、根尾学園はいろいろ方策していきましょと。外山小学校は再編を含めてという考え方の中で、私なりに思うのは外山地区は旧本巢町になるので、本巢小学校と一緒にいいのではないかと。地域的にも根尾よりも近い。根尾は距離的に遠いし、移動のことを考えるとリスクは大きいのではないかとのとらえかたなのではと感じた。児童生徒数のグラフにもあったように、そんなに急激には減らないが、増えはしない。将来的なことも含めて根尾、本巢、糸貫、真正の地域的な考え方を変えていく必要があるのではないかと以前から思っていた。北方町はあえて北学園、南学園の二つに分けた。将来的にはあるのではないかと考えていた。本巢市という捉え方に切り替えていくべきではないかと感じた。

松浦委員 : 本巢市のこどもの権利条例というのは私達は報告会とかを聞いて、子どもたちが頑張っすごい素晴らしいことをやってくれたんだとわかっている。生徒会や児童会の子の保護者は知っているが、保護者の中であまりわかっている方がいない。今日の卒業式で先生方は話されていたが、そんなことがあったんだという反応の方が多いいのではないかと。先ほど木村先生の話にもあったが、保護者もみんなでということなので、教育振興基本計画にも含めていけたらと思った。

黒田委員 : 先日、本巢学校運営協議会があり、校長先生がこどもの権利条例の説明をしたが、地域の方がそれなにか、保護者には伝わっているのかとかの意見が多くあった。その場で私が予算化してあるので、来年度にはリーフレットと来て、折に触れて話をしていきますのでと話をした。学校教育課長が出席していたので、知っていると思いますが、かなり意見が出ました。

汲田職務代理者 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮っ

た。

野原課長 : 御意見いただいたことについて、学校現場、職員の意識を変えていかなければいけないことや、子どもと共に歩んでいくことも含めて、さらには保護者や地域の方にこどもの権利条例が歩み出しをしたということもいかに発信をしていくか、リーフレット作りながら折において学校からも保護者に話をしていくことや、いろいろな形で発信していきたいと考えている。黒田委員がおっしゃった、本巣小学校の卒業式に対して自分も同じことを感じたことがあり、指示されないと動けないのか、指示されないとということではなく、自分で考えて判断して動ける子達をこれから育成していくことを大事にしていきたいと考えている。

汲田職務代理者 : 日程5「その他」について説明を求めた。

小林総括補佐 : (1) 次回の教育委員会開催日について諮り、4月18日(金)午後1時30分に決定した。

汲田職務代理者 : 以上で提案された案件は終了した旨を告げ、委員会を閉会とした。

閉会 午後2時50分